

金融商品取引法等に基づき有価証券報告書等の提出期限の延長が承認されている会社

コード	提出義務者	対象書類	承認日	本来の提出期限	延長後の提出期限	備 考
E03363	アスクル(株)	半期報告書	令和7年12月26日	令和8年1月5日	令和8年2月4日	
E00792	エア・ウォーター(株)	半期報告書	令和7年11月14日	令和7年11月14日	令和8年2月13日	
E39967	(株)オルツ	半期報告書	令和7年8月14日	令和7年8月14日	令和8年2月27日	

金融商品取引法等に基づき有価証券報告書等の提出期限の延長が継続的に承認されている外国会社（注）

コード	提出義務者	対象書類	承認日	本来の提出期限	延長後の提出期限	備 考
E05821	ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バー・ハッド	半期報告書	令和6年11月6日	半期経過後 45日以内	半期経過後 90日以内	
E05958	メディシノバ・インク	半期報告書	令和6年8月13日	半期経過後 45日以内	半期経過後 75日以内	
E36713	オムニ・プラス・システム・リミテッド	半期報告書	令和6年10月17日	半期経過後 45日以内	半期経過後 75日以内	

（注）当該延長の承認については、外国会社が各有価証券報告書等の提出期限までに、当該延長の理由（当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行）について消滅又は変更がなかった旨の書面を関東財務局長に提出することが条件となっている。